

## ガイドライン改訂の背景

- 令和2年3月に策定した「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver1.0」を、令和3年4月に「Ver.2.0」に改訂。
- その後、令和3年度～令和4年度にかけて実施した「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会」において、交通分野におけるデータ連携の更なる高度化を図るため、予約・決済情報等のチケットに関するデータや、リアルタイムに変化する運行情報等の動的なデータの連携・利活用の高度化を推進するための方向性等を議論し、その内容を令和4年6月に取りまとめた。取りまとめにおいて整理された概要は以下のとおりであるが、MaaS等により“シームレスな移動”を実現するための手段として、改めて、データ連携の重要性が示された。
  - ✓ チケット及び動的データについて、現状の事業者におけるデジタル化・データ化及びデータ連携の状況を踏まえた連携高度化のステップや連携高度化の意義、留意点等
  - ✓ 中小・地方部事業者等のデータ化の現状を踏まえ、MaaS等においてデータ連携を希望する事業者を取り残さないことの重要性や、データ連携高度化を後押しするデータ連携基盤の重要性等
- これらの議論や国土交通省内及び関係省庁における議論の状況を踏まえ、移動利便性をより向上するために、連携高度化に向けたステップや意義、想定される連携方法・対策の具体化や、策定・改訂時点からのアップデート等を行う必要があると考えられることから、「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の改訂(Ver.3.0)について、検討を行うこととした。

## 改訂にあたって主に参照した資料

- 交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会 中間とりまとめ(令和4年5月23日)
- 交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会 取りまとめ(令和4年6月27日)  
⇒チケット、動的データ、データ連携基盤に関する意義、留意点、内容見直し 等
- デジタルを活用した交通社会の未来2022(令和4年8月1日デジタル社会推進会議幹事会決定)
- アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」に関する提言(令和4年8月26日)
- デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)
- 交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会 中間とりまとめ(令和5年2月28日)等  
⇒MaaSの意義等の内容見直し 等

## ① チケットに関する連携高度化の意義や不正利用対策等に関する内容追加

- 交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会での議論を踏まえ、MaaS等でのデジタルチケットに関連する連携高度化の意義やデータ項目等を追加。
- また、参考情報として、デジタルチケットを取扱う上で重要となる不正利用対策の一例を追加。  
(本人認証、基礎認証、利用時・乗車時認証、チケット情報の管理、利用の管理)

⇒ 主な変更箇所 「6. データ連携を行う上でのルール」(4) 関係者に求められるセキュリティ対策  
「10.MaaSに必要となるデータ」

## ② 動的データに関する連携高度化の意義やデータ取扱い上の留意点等の追加

- 交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会での議論を踏まえ、動的データに関する連携高度化の意義や混雑予測情報等の予測を含むデータ項目を追加。
- また、動的データを利用者に提供する際の留意点(平時だけでなく、大規模遅延時等の利用者が置かれた状況による違い等)や課題(誤情報が提供されることによるリスク等)、予測を伴う情報を提供する際の留意点(状況の変化や予測精度等から実態との乖離が生じ得ること等)を追記。

⇒ 主な変更箇所 「9. MaaSにおけるサービス提供に係る機能」、「10.MaaSに必要となるデータ」

## ③ データ連携基盤を活用したデータ連携に関する内容追加

- 交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会での議論を踏まえ、特に、中小・地方部事業者等のデータ化の現状を踏まえると、MaaSプラットフォームのうち、データ化の後押しや、事業者間でのデータ連携を効率化する等、データ連携の更なる高度化を後押しする基盤(このような基盤を「データ連携基盤」と呼ぶこととした)を実現することが重要であり、連携方法の一つとして追加。
- データ連携基盤の方向性については、実証実験や議論の状況を踏まえ、今後具体化を想定。

⇒ 主な変更箇所 「11.データ連携の方法等」(3) データ連携基盤を活用したデータ連携【新規項目】

※ 国土交通省「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会 中間とりまとめ」(令和4年5月)  
国土交通省「交通分野におけるデータ連携の高度化に向けた検討会 取りまとめ」(令和4年6月)等を参照